

議事日程第4号

平成23年3月18日（金曜日） 午前10時19分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について

議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

日程第3 議案の審議及び採決 6件

議案第16号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第1号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決（継続審査分） 1件

民生文教常任委員会付託事件 1件

請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原 勇	11番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり 担当参事 堀 智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村 悟	税務課長 日比野 優
住民環境課長 伊佐治徳保	保険長寿課長 山田 徹
福祉課長 若尾要司	農林課長 安藤信治
上下水道課長 伊左次一郎	建設課長 吉田隆博
会計管理者 藤木伸治	学校教育課長 田中秀典
生涯学習課長 玉木幸治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英 明	議会事務局 書記 加藤 暢 彦
----------------	--------------------

開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、今月11日に発生しました東北・関東大地震においては、数多くの方々が犠牲になりました。御冥福を祈るとともに、この場で黙祷をささげたいと思います。傍聴席の方も御協力をお願いします。

ただいまより、1分間の黙祷をささげたいと思います。

黙祷。

[黙祷]

ありがとうございました。直れ。

御着席ください。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、今回上程されております議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正動議が、3人の議員から、本日、議長あてにそれぞれ提出されております。内容につきましては、その写しをお手元に配付させていただいております。この修正動議につきましては、日程第2、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決のときに行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 亀井千歳君、9番 佐谷時繁君の2名を指名します。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第2、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第4号から第9号までと議案第15号のあわせて7件を一括議題としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま議題としました7件につきまして、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をさせていただきます、質疑及び採決を行います。

初めに民生文教常任委員会付託事件の議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算についての以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

それでは、報告をさせていただきます。

平成23年3月14日、御嵩町議会議長 鈴木元八様、民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。3月11日に開催されました議会第1回定例会第3日目に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成23年3月14日月曜日。

2. 審査事件名、議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

審査の経過については、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、主な意見及び質疑は次のとおりであります。

1. 議案第5号について、特定健診の受診率の状況と目標達成に向けた取り組みについて、収納率の状況と財政調整交付金額への影響について、平成23年度予算の収支見込みについて、国民健康保険税の収納体制について。

2. 議案第6号について、特に質疑なし。

3. 議案第7号について、可児市御嵩町認定審査会負担金について、在宅介護者への支援策について、要支援者のプラン作成委託料の減少について。

4. 審査結果、議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上であります。

議長（鈴木元八君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（鈴木元八君）

議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について、議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定についての4件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査の結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳君。

総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）

平成23年3月15日、御嵩町議会議長 鈴木元八様、総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。3月11日に開催された第1回定例会第3日目に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成23年3月15日火曜日。

2. 審査事件名、議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について、議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求めました。編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものなのかなどを主眼に置きました。また、特別会計については、一般会計とは分離した特定の事業を行うことから、基本構想（計画）などに沿った長期的な観点に立ったものなのか、経営収支はどうか、使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているか、町債の償還計画に確実性はあるか、決算審査意見等が反映されているか。新たに上程された条例については、住民が賛成する内容であるか、違法な点がないかなどを主眼に審査しました。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりです。主な意見につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

次に、5ページに入ります。

4. 審査の結果、議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について、賛成少数により否決すべきものと決定した。議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について、賛成少数により否決すべきものと決定した。議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上、報告いたします。

議長（鈴木元八君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（鈴木元八君）

議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより委員長に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで、お手元に配付しましたとおり、本案に対して3人の議員からそれぞれの修正動議が提出されております。これらを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めたいと思います。

なお、この件に関しましては、先ほどの議員全員協議会の中ですべてお諮りし、皆さんにお約束したとおりでございますので、細かくは申し上げませんが、順序、質疑のあり方等についてはひとつルールを守って行っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

説明、質疑の順につきましては、議会運営委員会において、安藤博通君提出の修正案、次に梅原勇君提出の修正案、次に岡本隆子さん提出の修正案とすることに決定しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず初めに安藤博通君の修正案の説明を求めます。

提出者、安藤博通君。

2番（安藤博通君）

それでは予算の修正動議について、私が出しましたんで、その辺のところを御説明申し上げたいと思います。

議長にちょっとお許し得たいと思いますが、あまり長くはなりません、きちっとした説明をしないとなかなか御理解いただけないというふうに思いますんで、その辺のところをよろしく願いしたいと。

まずこれは、根底にある物の考え方は、水道会計でできるものは水道会計でやりなさい、こういうのが根底にあるということでございます。その検証等々は、お手元にけさほどお配りしました、執行部の皆さんには余分な資料かもしれませんが、あると思いますので、お目通しを願って、要するにお金としては、水道会計、この事業をやっても減っていかないというのが前提で物を考えないといけないということでございますので、その辺を頭に置きながら私の話をお聞きしていただきたいと思います。

予算修正動議。今回、一般会計当初予算を総務委員会において否決し、予算の修正動議を提出することに当たり、その中心的理由を述べ、提案理由といたしたいと思います。

一般会計当初予算に対する反対要件は、この予算の中に計上された無水道地区解消のための

水道会計への設計費用2,340万の繰り出し予算について、取り消しを求めるものであります。

無水道地区解消はだれしもが望むものでありますが、それでは無条件に審査なく賛成するという事はあってはならないと、こういうふうに思います。当然、そこに提出された資料に基づいて調査・研究し、そのあかしをもって賛否を議員各自が自己判断することであるだろうと思います。

当議会も特別委員会を設置し、12回にわたり調査研究に及び、中間報告を申し上げました。最終報告も申し上げました。その中で、幾多の疑問点が出てまいりました。両論併記の形をとるものの、付託された委員会ならば、委員会の要望、すなわち議会の要望は、調査報告書の概要にあるように実質加入率が67.8%、これをベースにした計画書の早急な作成の要求と、調査の中で判明した8項目の疑問点等の解消に努めながらの事業の推進である。

また、水道審議会においても加入率100%が前提で審査され、事業推進を可とするという答申が出されましたが、条件変更後の審議はないと聞いております。これは審議会としての答申自体が無意味なものであったと、再度の答申を待つべきであろう。審議とは何かをいま一度考えてほしい。ましてそれに連なった人については特にお願いをしたい。

調査・研究の対象となるための資料の前提条件が根本的に変化し、変化が顕在化して6ヵ月になるが、いまだ変化した条件をベースにした経営シミュレーションも提示されず、その上疑問点を残したままでのいきなりの予算化は、議会人としては何をもって判断するのか。その基準となる資料なくして判断を求める、こういうことは甚だ議会に対して失礼な話だ。行政の怠慢を議会に押しつけることである。かかる傍若無人な振る舞いはあるまじきことであり、許すべきことではない。まさに、議会軽視というよりも議会無視に値するものである。もう少しかみ砕いて言えば、責任の所在をきちっとすべきである。すなわち、補助金等々の問題もあるだろう。これは議会に求めるべきものではなく、行政に求める部分だろうというふうに思います。また、これをよしとする議会人であれば、議会とは何たるか、判断とは何をもってするか、もう一度考えていただきたい。この予算案は審議の対象とするべきものではない。

水道開通を待ち焦がれる人の気持ちは痛いほどわかりますが、公金を使う以上、無原則であってはならない。資料不備の中で、議会人として判断を求められ、これに賛意をあらわすことは、議員の役割を捨てよということであろうと思います。当然、賛意をあらわす議員は町民に対してその責任を負うことになり、その覚悟で臨んでいただくことになる。あいまいな条件のもとでの賛否の判断を町民は許してくれるでしょうか。いや、相当厳しい責任を迫られると思います。

本来なら資料不足のため否決ということになるでしょうが、一步譲り、資料提出、精査後判断すべきものとし、提示された一般会計からこれに関する部分を削除し、改めて資料を整えた

上で補正予算に計上されんことを願うものであります。

まさに行政の怠慢が顕著にあらわれたものである。是は是とし、非は非とするは当然であるが、非を是とすることは、まさに「流れに枕し、石をもって漱ぐがごとく」の例えのごとである。夏目金之助は何と言ったであろう。「情にさお差せば流される。智に働けば角が立つ。とかくこの世はままたらん」と言って一笑に付したことでしょうか。されど、私は議会人たるものは、現実をきちんと見て、情に流されることなく判断をすべきものである。もう一度言うが、見るべき現実のない判断はやはり避けるべきであろう。こういう意味合いをもちまして、今回の修正予算を提出をさせていただきました。以上でございます。

議長（鈴木元八君）

中身についてはよろしいですか。

2番（安藤博通君）

中身につきましては、ただいまの一般会計修正動議のお手元の資料にあるように、歳入歳出ともに2,340万を削ってこれを運用していくと。なお、蛇足でございますが、ただいま申し上げましたように、補正予算にしてきちっとした資料を検討していくということはやぶさかではないというふうに思っております。水道事業会計についてもそういう考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（鈴木元八君）

歳入歳出予算のこの件の説明はなされないのですか。

2番（安藤博通君）

いや、お手元の資料にお目通しをと申しあげましたんですが……。

もう一度申し上げます。歳入歳出予算につきましては、お手元の資料がありますので、そこでお目通しを願ひたいというふうに思ひます。

議長（鈴木元八君）

歳入歳出関係につきましては、質疑の中であれば、議員の人にお願ひをしたいと思ひます。

提出者の説明が終わりましたので、これより安藤博通君から提出された議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

ただいま安藤議員から修正動議が出されましたが、基本的には、この未給水地域の整備計画を執行部の方から提出され、また水道審議会からの決定の中で、昨年22年度当初予算、そして

9月の補正も踏まえて、さらに1,300万の町債起債の承認をして今日まで来ておる状況であります。これは昨年の9月に、実は同様の案件として議員が出されたものでありますし、その後、特別委員会の方で協議をしていただいた経緯がございますけれども、一番大事なことは、やはり事業計画というのは、その実数で拾って事業計画をするというのが非常に危険な状況にある。したがって、そのエリア100%を基準にした事業計画の中で、給水の加入率を高めていくというのが本来の行政のあり方であろうというふうに考えております。

安藤議員の今主張された中には、67.8%をベースにした早急な計画案の練り直しを図れということでありまして、また従来認めてきた起債などについても、これを削除という形で今回提案されておりますが、これについては、特に23年度、国からの助成も1,590万ほどの内示を受けておるという状況の中で、今これを提案されたような形で修正をするということについてはいささか問題あると思っておりますが、その辺、安藤議員、どうなんでしょうか。

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

先ほども申し上げましたように、まず一つは、基本的には、過ちは改めるにはばかりなかれということわざがあるということをもまず念頭に置いていただきたいと、かように思います。

それから、今六十何%で云々という問題が出ていましたが、これは先ほども申し上げましたように、6ヵ月以上たつわけです。当然ながら状況が変化しておれば、それに対する計画等々が出てきてしかるべきだと。仮にそういうものが出ずに、何で判断していくのかと。そこまではいいですよと、起債もよろしいですよと。それからエリア拡張までもいいですよと、ところが、一番先にそういう前提がすべて崩れてしまう。じゃあここになった、おいちょっと待てよと。これはもう一度計画書自身を出して、その中身を精査して、それからやろうじゃないかと、どういう形にしろ。だから、ここには補正予算で計上しなさいということは言っておっても、先ほど申し上げましたように、中止をせよとか、そういうことを言うておることはありません。もう一度そういうものを見詰め直して、やっぱり我々としてはもう少し判断をしなきゃいかんということをお願いしておるんであって、計画を中止せよというようなことは、今の話の中では私は一言も申し上げておらんということでございます。ただ、資料となるものをいち早く出して、もう一度審議の対象にしていただきたい、こういうことを申し上げたい。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで提出者、安藤博通君に対する質疑を終わります。

次に、梅原勇君提出の修正案の説明を求めます。

提出者、梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

それでは、少し説明させていただきます。

予算書35ページ節19の負担金補助及び交付金のうち、人事交流負担金220万円であります。

ことは4月に町長の任期が満了いたします。また、選挙管理委員会の決定により、6月に90日特例を利用し町議選と同日選挙となります。新しい町長の就任は6月の中旬となります。今回、冒頭の施政方針で、町長はいわゆる骨格予算として予算編成をしたと述べておられます。私も全く骨格予算に関しては同感でありますし、そうすべき年度であると思っております。

私が今問題にしております人事交流事業に対して、決して反対しているわけではありません。その判断は次の町長が施策として決めることであると思っております。町長は施政方針の中でも、これも一つの事業と位置づけるとおっしゃっていました。事業と位置づけ、また予算執行も伴う、これは施策以外の何物でもないと思っております。任期が終わる町長が、自己の判断による政策的予算を当初予算に計上することは、道理上も、選挙民の立場から見ても好ましくないと考えられます。よって、私はここで平成23年度御嵩町一般会計予算の減額修正動議を提出いたします。予算の詳細につきましては、附属書類にお見通しをお願いいたします。以上であります。

議長（鈴木元八君）

それでは、提出者、梅原勇君に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

はい、谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

ただいま梅原議員の方から動議が出されておりますけれども、人事交流というのは非常に大切なことでありまして、特に過去、柳川町政時代、また現渡辺町政含めて、地方自治体というのはやっぱり県行政の中の一翼という部分もございまして、やはり国、県、そして地方自治体という関連の中で、行政運営というのをスムーズに運ばせる要素というのは非常に多い部分があるかと思っておりますし、地方自治体によってはマンパワーの不足によって、それを補うという…

議長（鈴木元八君）

谷口議員に申し上げますが、質疑でございます。討論ではございませんので、その点、間違

いないようにお願いします。

11番（谷口鈴男君）

前提だけ言っておかないといけないかと思うんですが、したがって、この人事交流等については非常に大切な要因であると思います。したがって、特にこれは相手があることでありますので、当初の中でこの継続的要因が強いということで、あくまでも政策的云々という部分も若干あるかと思いますが、その点で、梅原議員に再度その辺の視点をお伺いしたいと思いますが。

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

今、谷口議員からの御質問であります。私は、この施策的な意向が強いと申し上げましたのは、説明でも申し上げましたが、4月に任期が切れます町長が、次の人事交流にはたしか財政・企画に強い方をお願いしたいというような注釈がついているわけですね。それは当然施策になると思いますし、もし次の町長が建設ゾーンに強い人が欲しいかもわかりません。ですから、新しい町長に判断をゆだねるべきだと私は判断しております。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようですので、これで提出者、梅原勇君に対する質疑を終わります。

次に、岡本隆子議員提出の修正案の説明を求めます。

提出者、岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

私は、予算書の63ページにあります環境基本計画策定等委託料297万6,000円と、40ページにありますFM放送新会社設立出資金100万円、ケーブルテレビ可児第三セクター出資金100万円の減額について提案をいたします。

まず、環境基本計画についてでございます。

この環境基本計画は、平成15年に施行されました御嵩町環境基本条例第7条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために策定をされています。環境に関する総合指針であると同時に、御嵩町の総合計画を環境面で補完するのに、環境の総合計画でもあると言われております。これは平成17年度から平成36年度までの20年間で行うというものです。具体的な取り組みといたしましては、155の施策が掲げられておまして、その中でも特に重点的に取り組む必要のあるものを施策的にまとめたのが、重点エコプロジェクトというものであります。平成23年度一般会計予算で、御嵩町環境基本計画改定業務委託料として297

万6,000円が計上されているわけですが、この委託は、計画の見直しと重点エコプロジェクトの作成のためという説明でございました。

環境基本計画は、町民、事業者、そして町が共同で推進するという事になっております。3者の共同を達成する仕組みをつくり出すことこそ一番大切なことであるわけですが、今回このことをコンサルタント業者に委託してしまっただけでは、一時的に表面的に取り繕うことができて、真の達成には至らないというふうに考えます。今は達成状況が多少悪く、苦しいときかもしれないかもしれませんが、その仕組みづくり、人づくりにしっかりと取り組むことにより、今後の計画の推進が図れることと思います。達成のおくれよりも、その仕組みづくりが重要であると考えます。重点エコプロジェクトに取り組むグループに対し、自主的に活動ができるようにし、自立させていく方向で、町当局が支援していくべきではないでしょうか。

住民との協働がうまくいかないからといって、業者に見直しを委託したとしても、それでは同じことを繰り返すだけで、根本的な解決にはなりません。重要なことは、人づくりをして、この20年間に重点エコプロジェクトなどにかかわった人が何百人、何千人にもなって、そういう人たちが何百人も何千人も出てくることによって、環境のまち、御嵩になっていくのではないのでしょうか。一部の少しだけの人たちがかかわって、それが固定的になっている、この状況を打破していかなければならないと思います。何度も申し上げるようですが、大切なことは人づくりです。見直しと重点プロジェクトの策定のためにコンサル業者に委託するという事は、余りにも安易だと思わざるを得ません。

次に、FM新会社設立出資金100万円と、ケーブルテレビ可児第三セクター出資金100万についてであります。

現在、御嵩町では防災無線というものが戸別に配付されておるわけですが、この防災無線の戸別受信機については既に十数年が経過しており、この戸別受信機についても見直す時期が来ていると言われております。これを新たに購入をすれば、3億円近い費用がかかるとの説明を受けています。御嵩町は、今後、住民への情報提供をどのように考えていくのか。FM放送やケーブルテレビに行政情報の提供を依頼をすれば、別に放送料がかかることにもなります。災害があればFMもケーブルも情報提供はしてくれるわけですから、まず御嵩町として、今後の行政情報の提供のあり方についてしっかりビジョンを立てて、そして、これは非常に政策的なことですから、新町長のもと、新たなビジョンをしっかり立てて取り組むべき問題であると考えます。よって、環境基本計画改定事業委託297万6,000円、そしてFM新会社設立出資金100万円、ケーブルテレビ可児第三セクター出資金100万円の三つの事業の減額を提案いたします。

以上で説明を終わります。

議長（鈴木元八君）

提出者の説明が終わりましたので、これより岡本隆子さんから提出された議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで提出者、岡本隆子さんから提出された質疑を終わります。

これより議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について討論及び採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決すべきものであります。

また、3人の議員からそれぞれ修正動議が提出されておりますが、採決順序につきましては、議会運営委員会において、安藤博通君提出の修正案、次に梅原勇君提出の修正案、次に岡本隆子議員提出の修正案、最後に残りの原案に対する採決をすることで決しております。

まず、安藤博通君から提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案について討論を行います。

討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

早川文人君。

3番（早川文人君）

ただいま安藤議員からの修正動議に対しまして反対の討論を行います。

無水道地区解消につきましては、加入率の問題がありますけれども、この地区に上水道を引くことは長い年月地元民の悲願であり、実現性が出てきた昨年、地元民から早期の着工、完成の請願が出されました。平成22年第3回定例会の議案第46号で、御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、これは給水区域を定めるものでありますが、無水道の5地区を加えるものであります。この条例の採決につきましても反対者があったものの賛成者が多かったために可決をいたしました。無水道解消事業に向けて、事業認可の申請で本年2月に認可の通知があったとのことでございます。この認可を受け、町では詳細設計を実施することになりますが、平成23年度予算が否決されますと設計ができなくなり、国の補助金申請にも影響することになり、場合によっては1年以上事業が停滞することが想定されます。したがって、修正動議には反対をいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

まず、先ほど谷口議員の方から、行政の計画というものは100%加入と見て行うものだという発言がありましたが、以前の、本当に行政の財政が豊かなときならばそれでよかったと思いますが、現段階で67.8%という加入率は相当低いと思わなければなりませんし、特にこれは5地区で計画されていて、その中でも地区によって温度差が相当あると。ある地区では15件あったうちの5件、ある地区では8件あったうちの3件が加入を希望するということを想像すると、あるいは全体の計画の中で、この67.8%をもう一度見直していくということも必要でしょうし、それから安藤議員も提案理由のところ、水道会計で現金が残っていくのではないかとということで、こういう資料が皆さんのところへ渡っていると思いますが、一番下のところが水道会計で残るはずの現金ということなんですが、これは水道会計のみでこの事業を行った場合に一番下の金額が残っていくというところからも、もう一度これはしっかりと審議をし直す必要がある案件だと思いますので、私はこれに賛成をいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

谷口鈴男君。

1 1 番（谷口鈴男君）

ただいま賛成の意見が出ましたが、水道エリアを拡張していくというのは、やはり未給水地域があってはならない。そこにやはり住民もお見えになりますし、仮にそのエリアの方が、いろんな事情があって今加入できないかもしれない。しかし、水道が来ることについて反対をされておるわけでもありませんし、約70%近い方が来たらすぐ引かせていただきたいという意向を逆に読み取ることもできるわけですし、やはり先ほども申しましたとおり、そのエリアで水道未給水地域の解消というのを図っていくというのが基本原則であろうと思います。ただ、その対象戸数云々で計画を左右しては、これは将来に対するエリア認定としては非常に不安定な状況でありますし、それは本来あり得ない行為だと思っております。

もう1点、先ほど伊崎議員が指摘されました、この繰越金の想定であります。現在22年度では6億7,900万ほどの基金を持っておる。これは減価償却費で、こういうものは次年度以降の水道事業、改良事業等に投入していくための基本的基金であるということで、したがって、こういうものについてはいつ何ときどういう状況になるかわからないという予備的要因も持った資金でありまして、その辺のところを考えていく必要が議会としてはあるのではないかと。

したがって、確かに安藤議員が主張された、これは水道事業会計でやるべきだという主張というのは非常に傾聴に値することですけれども、今後の不安材料等を考えた場合に

は、やはり一般財源を投入して一日も早く計画遂行を図るとするのが常套手段ではないかと、そんな思いを持っております。したがって、私はこの動議に対しては反対をしたいと、そういう思いです。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

〔「ちょっと趣旨が……」と呼ぶ者あり〕

もう今は討論の場ですので、提案者の説明はすべて終わっておりますので、お願いいたします。

〔「しっかり理解してほしいというか……」と呼ぶ者あり〕

それは、皆さんがあなたの説明を聞いて理解しておられると思いますから、提案者の次の説明はありません。よろしく申し上げます。

〔「反対だということは申し上げておらん」と呼ぶ者あり〕

それはわかっていますから、皆さんが。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより安藤博通君から提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案について採決を行います。

本修正案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、安藤博通君から提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、梅原勇君から提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより梅原勇君から提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案について採決を行います。

本修正案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、梅原君から提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、岡本隆子さんから提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより岡本隆子さんから提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案について採決を行います。

本修正案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、岡本隆子さんから提出されました議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算に対する修正案は否決されました。

続きまして、議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について、原案について採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

先ほどの一般会計からの繰り出しということで、これは議決されたのであれですが、水道課長にお聞きしますけれども、参考資料としてお渡ししました……。

議長（鈴木元八君）

委員長に対する質疑ですか。

2番（安藤博通君）

はい。先ほどの、お手元の参考資料としてお渡ししましたものを見ていただきますと、これは数字等々は参考でございますからよろしゅうございますが、資金として残っていくというシミュレーションが出るわけなんです、そのあたりを一般会計からのものを受けなきゃいかんという、やれないということは、どういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

議長（鈴木元八君）

亀井委員長。

2番（安藤博通君）

委員長か。

議長（鈴木元八君）

委員長報告ですから、まだ。

2番（安藤博通君）

申しわけございません。それなら……。

議長（鈴木元八君）

そのつもりで言われたのではないですか。

2 番（安藤博通君）

私が間違えまして、質問者を間違えましたので、ただいまの質問は取り消させていただきます。

議長（鈴木元八君）

それでは、ただいまの質問については取り消しをしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり否決することに賛成の方の起立を求めます。

〔「原案にじゃないんですか」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩にします。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第16号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第17号 御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第19号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第20号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

発議第1号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより発議第1号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決（継続審査分）

議長（鈴木元八君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。請願の継続審査分です。

1月20日に開催されました第1回臨時会において民生文教常任委員会に付託しました請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書を議題とします。

ただいま議題としました請願第1号について、議長あてに審査報告書の提出がありましたので、民生文教常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

それでは、報告をさせていただきます。

平成23年3月14日、御嵩町議会議長 鈴木元八様、民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁。請願審査報告書。1月20日に開催された平成23年第1回臨時会において本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により、報告をいたします。

記1. 審査実施日、平成23年1月20日木曜日、2月9日水曜日、3月4日金曜日、3月14日月曜日。

2. 審査事件名、請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書。

3. 審査の結果、請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書については、全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

議長（鈴木元八君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

今の報告で、採択すべきものと決定したということなのですが、審査実施日が4日にもわたっているというのはどういうわけか教えていただきたいんですが。

議長（鈴木元八君）

佐谷時繁君。その場で結構です。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

審査日につきましては、現地へ行くということにはいろいろな諸条件がありまして、役場の職員が同行する、あるいは車の手配等々ありましたので、日にちが一気にできなかった。あるいは、現場を3カ所に行ってまいりましたけれども、いろいろな諸条件の都合上ということになりましたので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書採決を行います。

本請願に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本請願を委員長報告のとおり採択すべきものに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（鈴木元八君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（鈴木元八君）

以上で本定例会に提出されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

ただいまは、大変慎重な審議をしていただきまして、まことにありがとうございます。

御提案させていただきました案件については可決をしていただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

4年前、私が町長になりまして、まず最初に訓示をさせていただいたわけですが、職員に対して、みんな100点満点自分で持っているつもりになっている、それを減点されないように、そういう思いがあるかもしれない。渡辺町政では0点から始まるのだと、点を積み重ねていくのだと、そういう前向きな行政にしたい。逆転の発想をしてくれということをお願いしました。なかなか私自身も100点はいただけませんけれども、70点なら80点を目指す、90点を目指す、最後には100点を目指すという町政を運営していきたいという思いは変わりません。また、議会も30点を批判し、すべてを無にするということではなく、やはりそれを80点にするような知恵をおかしていただけたらと思います。

医療系産廃処分場処理施設の問題については、地域住民から私の方には要望書が参っております。また、昨日、環境審議会からの方針がございました。そしてきょう、御嵩町議会、請願の採択をされました。これで三つの姿勢というものを確認させていただくことができました。もう既に取りかかっておりますが、そうした町民の思いを背負い、基本的に来週、業者に対しての公開質問を提出する手はずにしております。内容につきましては、相手がございますので、公開ですが、相手に手渡った時点で完全公開をしまいたいと思います。また、そのお返事に対しては、これも公開をさせていただくという条件で質問をいたしたいと思っております。

私は、4月27日から一町民になります。議員の皆さんはそのまま公人でおられます。一町民として議員の皆さんにお聞きしたいことは多々ございますので、公開質問という形をとるかどうかは別として、質問はしっかりとさせていただいて答えをいただくというような手順を踏んでまいることもあるかと思っておりますので、一町民を大切にさせていただいて回答をいただけたらというふうには思います。

さて、町長不在という期間が今回は1ヵ月半ほど続きます。東日本の災害を見るにつけ、大変御嵩町にとっても大きな心配があるのは事実であります。ただ、私が副町長に任命した際、そうした才覚も含めてたゞいまの竹内副町長を指名しております。職務代理者として十分そう

した災害等々にも対応してくれると確信はしております。

議長にお願い申し上げます。ぜひ、万が一のことがあった場合、竹内副町長、職務代理者の相談相手をしっかりと務めてやっていただきたいと思います。私は一町民として最大限の協力をさせていただく覚悟でございますので、町民に対して災害時でも迷惑は一切かけない、行政が機能する、議会が機能するという形はつくっていきたいと思っております。

ぜひ、今ニュースで流れていることを自分の町に照らし合わせて、何が起きるのか、想定範囲をいかに広くしていくかが、御嵩町の、また政治にかかわる者の最大限の仕事であるという認識を改めてしております。戦い済んで日が暮れてということでもありますので、ぜひ一丸となって、また事が起きた場合には対処していただきということをお願いいたしまして、この4年間のお礼と、また感謝を申し上げ、私の最後の定例会のごあいさつの言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

それでは、そのままにしておいていただいて、私はちょっと席をかわります。

ただいま渡辺町長から、最後の議会に対しまして温かいお言葉をいただき、励ましていただきましたことを感謝申し上げます。

町長留守の間、議会も一生懸命やらなければならない、それは町民のためであり、議会に与えられた任務でもありますので、ひとつよろしく願いをしたいと思っております。

次に、3月31日付で退職をされます部長、参事、課長より、それぞれこの場で退任のあいさつをいただきたいと思っております。

きょうの全員協議会の中で、退職職員の名簿が配付されております。恒例によりまして課長以上の方になるわけでございますが、この場でごあいさつをしていただき、なお、まちづくり担当参事につきましては県へ戻られるというお話を伺っております。堀参事につきましてもあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

順序につきましては議会事務局長が申し上げますので、その順序で時間の許す限り、本当に長いこと尽くされた、この苦しみやいろいろな問題を議会に投げかけ、本当にいろいろなことで御支援をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。なお、あいさつについてはその席でお願いをしたいと思っております。

議会事務局長（佐久間英明君）

それでは、よろしく願いいたします。順に、山田総務部長さん、渡辺教育担当参事さん、日比野税務課長さん、吉田隆博建設課長さん、伊佐治住民環境課長さん、それから堀まちづくり担当参事の皆さんの順にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず最初に山田儀雄総務部長さん、お願いいたします。

総務部長（山田儀雄君）

ただいまは、議長さんからこうした場をつくっていただきましてありがとうございます。

私、きょう、今までの職歴一覧表をもらってまいりました。私の場合、四十数年間でありますけれども、そのうちの24年間は議会、行政、選挙、消防防災と、こういった関係で特に皆さん方にお世話になりました。

この庁舎ができましたのが昭和54年でございますけれども、そのとき私は、ここの初議会ですけれども、書記という形でおまして、こちらの席には当時佐賀信子さん、あとの議員の2人でやっけていまして、議員の皆さんも21人ということで、前の段から後ろの段、全部で21の方がお見えになりました。そうした関係もありまして、その後も議会事務局長として6年間、その間には行政係長として選挙を2回担当しておまして、本当に議員の皆様方には御指導いただきましてありがとうございます。

退職後でございますけれども、少しばかりの農地と山林もございまして、キノコづくりだとか米づくりに頑張っていきたいと、こんなこと思っておりますし、中山道の一番東でありますので、何かの機会に歩かれましてぜひお寄りいただきたい、こんなふうに思っております。長い間本当にありがとうございます。（拍手）

議会事務局長（佐久間英明君）

続きまして渡辺義弘教育担当参事さん、お願いいたします。

教育担当参事（渡辺義弘君）

ただいまは議長さんの方から貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど来、審議の中でちょうど私の関係します水道問題につきまして、皆様と同じ水が飲めるかなあと、本当にどうもありがとうございます。

私は昭和45年に就職をいたしまして、41年間勤めさせていただきました。その間、皆様方に御支援、御指導いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

振り返りますと、私は一番最初、農務の方に配属になりまして、ちょうど当時、米の生産調整が始まりました。そういった中で、農地改良組合の皆様方と本当にひざを交えた、そんなことを思い出します。そして、その後は出張所等を回りまして、福祉課が本当に非常に長く勤めてまいりました。18年あります。その中では、ちょうど追いつけ追い越せと言われた高齢者福祉といったこと、また介護保険制度が始まった、こんなことにかかわらせていただきました。本当に多くの方と親しくしていただき、町民の皆さんと出会うことができました。今後、私は大好きな謡坂で第2の人生を築いていきたいと、こんなことを思っております。

最後になりますが、皆様方の御多幸とますますの御活躍を祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

議会議務局長（佐久間英明君）

続きまして日比野優税務課長さん、お願いいたします。

税務課長（日比野 優君）

きょうはあいさつをするということで、毎年恒例となっておりますが、ペーパーを持ってきましたので、読み上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この議場に立つこともこれで最後かなという思いで、きょうは審議を見守っておったわけですが、議員の皆様には本当に公私ともにお世話になりまして、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

私は、昔の庁舎でございますが、昭和44年3月からお世話になりまして、42年間業務をやらせていただきました。主に一番長いのは農林関係、建設関係の仕事でございました。その中で一番印象に残っているのは、植松議員さん、梅原議員さんもお見えになるわけですが、上之郷の土地改良をさせていただいたことが、今こうやって42年間振り返っておりますと大変心の中に持っております。ちょうど中切のあたりの工事が終わってから、あと最終の美佐野地区の第3工区の換地会議まで終了させていただきまして、面整備でいきますと110ヘクタールという、本当に上之郷としては念願でありました土地改良をさせていただいたと。私がしたわけじゃございませんが、皆様方の手伝いをさせていただいたということが一番多く頭の中に残っております。

それから、この2年間、町長の命令によりまして、初めてでございましたけれども、税務課勤務をさせていただきました。今までは農林建設関係といいますとお金を使う方ばかりでございまして、それが今度は逆にお金を取る方という形になりまして、皆様方にも税金を払ってくださいよというようなお話も申し上げたことがあるかと思いますが、きょうも県の新聞に載っておりましたが、一番心配しておりますのが収納率、ましてこういう景気が悪いときになりますと、本当に税金を納めていただかないと町行政が実際はできないということで、本当に収納係の方では、1円、2円、3円、100円のお金を取るためにどれだけ時間を費やしておるか、実際はわからないような状態でございます。そういう意味で、本当に税金の大切さを今回改めて痛感させていただいたわけでございます。今後は一町民として御嵩町にお世話になるわけでございますが、今後ともよろしくお願いいたしますを申し上げます。

とりあえず、私も実家の送木の方に田んぼがたくさんございますので、通って農業をさせていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、今後ともまた何かとお世話になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。まことにありがとうございました。（拍手）

議会議務局長（佐久間英明君）

続きまして吉田隆博建設課長さん、お願いします。

建設課長（吉田隆博君）

ごあいさつの機会を与えてくださりまして、ありがとうございます。役場へ就職しまして42年間、行政事務に携わってまいりました。これで晴れて定年退職ということで、喜んで第2の人生に進みたいと思っております。皆さん、いろいろとお世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

議会事務局長（佐久間英明君）

続きまして伊佐治徳保住民環境課長さん、お願いします。

住民環境課長（伊佐治徳保君）

長い間本当に大変お世話になりまして、ありがとうございます。この神聖なる赤いじゅうたんの上というのは結構緊張するもので、これからはぼけない程度の緊張感を持って、好きな農業でも、ユンボも含めて100万円くらいことし買いましたので、やりたいと思っております、よろしくをお願いします。大変お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

議会事務局長（佐久間英明君）

それでは、堀智考まちづくり担当参事さん。

まちづくり担当参事（堀 智考君）

それでは私からは、派遣期間の終了ということで一言ごあいさつさせていただきたいと思っております。

私は、これまで3年間、県の身分という形で派遣をいただきながらまちづくり全般に取り組んでまいりました。当初は、非常に県と仕事のスタイルが異なる、あるいはまた全く知らない方ばかりで非常に戸惑いまして、大変でございましたが、市町村行政の大変さ、いろんなやりがいのある仕事等を十分体験させていただきましたし、また私にとっては大変貴重な体験でございました。また、産廃問題以降、県と途絶えておりました交流の役割といたしまして、県とのパイプ役や、あるいはいろんなプロジェクトの推進役としての役割も果たすこともできました。これもひとえに議員の皆様方の御支援、御協力のたまものだと思っております。本当にありがとうございます。

それで、私はこの4月からまた県職員として復帰させていただきますので、岐阜方面へお寄りの際とか、あるいは困ったこと等がございましたら、ぜひお声をかけていただければと思います。

そしてまた、私自身は、最初お話ししましたように、第2のふるさととしてこの御嵩を応援してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、議員の皆様方を初めとして皆様方の御健勝と御活躍を祈念させていただきまして、私のあいさつとさせていただきます。3年間本当にどうもありがとうございました。（拍手）

議長（鈴木元八君）

御退職される皆さん方、本当にありがとうございました。また、堀参事につきましては県の方でまた頑張っていたいただき、御嵩を第2のふるさとというお話をお伺いしまして、本当に心強く思っております。これからもよろしく申し上げます。

閉会の宣告

議長（鈴木元八君）

それでは、これで本議会を閉じたいと思います。

これをもちまして、平成23年御嵩町議会第1回定例会を閉会します。御苦勞さんでした。

午後0時03分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員